

報告 3

取手市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

取手市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を別紙のとおり策定したので、報告する。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

取手市教育委員会

教育長 石 塚 康 英

取手市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

取手市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
2. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・ 4～7
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・ 8

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

令和7年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）が公布され、令和8年4月1日（一部の規定については、公布の日又は令和8年1月1日）から施行されることとなった。

取手市教育委員会（以下「本市」という。）では、令和3年4月に「取手市学校の働き方改革推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、教育職員の業務改善を進めてきた。

取手市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「本計画」という。）は、今般の国の動向を踏まえ、より一層の教育職員の業務の縮減と適正化を進め、ワークライフバランスを確立し、教育職員が心身ともに健康な状態で、児童生徒に向き合うことができる環境づくりを行うことで、取手市における教育の質の向上を図ることを目的とする。

(2) 本市のこれまでの取組

本市では、委員会において、教育職員の子供と向き合う時間の確保及び時間外在校等時間の縮減を目的とした指標を設定し取り組みを進めてきた。

また、令和2年4月には、取手市学校管理規則（昭和48年取手市教育委員会規則第3号）において、教育職員の時間外在校等時間の上限を、原則として「月45時間以内、年360時間以内」と定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に向けて、次のような取り組みを実施してきた。

令和7年度までに実施した取り組み

- 校務支援システムの導入
- 保護者連絡ツールの導入
- 自動採点システムの導入
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置
- ICT支援員配置
- 学校閉庁日の設定
- 留守番電話の導入
- 定時退勤日の設定
- 市内全校におけるコミュニティスクールの設置

(3) 取り組みの結果

○時間外在校等時間の状況

・令和2年度～令和6年度

	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (実績)	R6 (実績)	R7 (目標)
月45時間以下の割合	53.8%	60.0%	67.7%	77.8%	82.0%	88.0%
年間360時間以下の割合			30.9%	45.3%	46.5%	65.0%

○時間に余裕を持って児童生徒に話しかけたり、話を聞いたりすることができていると感じる教育職員の割合

	R4 (実績)	R5 (実績)	R6 (実績)	R7 (目標)
時間に余裕を持って児童生徒に話しかけたり、話を聞いたりすることができていると感じる教育職員の割合	65.5%	62.0%	61.0%	68.0%

○授業を工夫・改善するための教材研究や授業準備等の時間が確保できていると感じる教育職員の割合

	R4 (実績)	R5 (実績)	R6 (実績)	R7 (目標)
授業を工夫・改善するための教材研究や授業準備等の時間が確保できていると感じる教育職員の割合	46.9%	44.0%	45.0%	50.0%

時間外在校等時間の縮減については、取り組みの成果が表れているが、「時間に余裕を持って児童生徒に話しかけたり、話を聞いたりすることができていると感じる教育職員の割合」や「授業を工夫・改善するための教材研究や授業準備等の時間が確保できていると感じる教育職員の割合」は、委員会で指標を設定してから減少している。

このような状況から、教育職員が健康で意欲を持って働き続けられるようワークライフバランスの調和を図り、教育の質向上と教育職員自身の生活の質向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2. 計画の期間

本市の計画期間は、令和8年度から令和10年度の3年間とする。

3. 目標

(1) 時間外在校等時間

- 1年間における1ヵ月の平均時間外在校等時間30時間以内を継続する。【令和6年度実績：26時間43分】
- 年間時間外在校等時間360時間の教育職員割合を80%以上にする。【令和6年度実績：46.5%】

(2) 児童生徒と向き合う時間の確保

- 時間に余裕を持って児童生徒に話しかけたり、話を聞いたりすることができると感じると回答した教育職員の割合を80%以上にする。【令和6年度実績：61.0%】

(3) 授業準備の時間の確保

- 授業を工夫・改善するための教材研究や授業準備等の時間が確保できていると感じる教育職員の割合を60%以上にする。【令和6年度実績：45.0%】

※ (2) 児童生徒と向き合う時間の確保および (3) 授業準備の時間の確保については、取手市立学校の全教育職員対して行う『学校の働き方改革及び労働安全衛生に係るアンケート』の結果

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務3分類」等を踏まえた業務の見直し

- 学校以外が担うべき業務
 - ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・地域学校協働活動を通し、保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、開門する時間とともに、実際に児童生徒が学校に登校する時間の見直しを検討する。
 - ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
 - ◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
 - ・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。
 - ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・保護者に対して、相談窓口の周知徹底を図るとともに、学校が教育委員会を通してスクールロイヤー等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

- 教育職員以外が積極的に参画すべき業務
 - ◆ 調査・統計等への回答
 - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - ◆ 学校の広報資料、ウェブサイトの作成・管理
 - ・当該業務を学校にて行う場合は、ICT支援員を積極的に活用する。
 - ◆ ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・教育委員会に所属する職員及びICT支援スタッフが中心となって行う。
 - ◆ 体育館等の施設・設備の管理
 - ・学校施設開放事業における体育館の管理については、教育委員会が行う。
 - ◆ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
 - ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番制や地域学校協働活動を取り入れるなど負担軽減を促進する。
 - ◆ 校内清掃
 - ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番制や地域学校協働活動を取り入れるなど負担軽減を促進する。
 - ◆ 部活動
 - ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開を推進する。

- 教育職員の業務だが負担軽減を促進すべき業務
 - ◆ 全員担任制・チーム指導体制
 - ・全員担任制（中学校）、チーム指導（小学校）の体制を推進し、児童生徒を多角的な視点で見守るとともに、担任業務の負担軽減を促進する。
 - ◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・各学校においてスクールカウンセラー等の専門家が参加する教育相談部会を定期的に実施し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。

- ・特別な支援が必要な児童生徒に対して教育補助員を配置し、児童生徒の安全確保を図るとともに、学級担任等の負担軽減を図る。
- ・外国籍や帰国子女等で日本語の理解が困難な児童生徒に対して、日本語指導員を配置することにより、学級担任等の負担軽減を図る。
- ・教育総合支援センターにスクールカウンセラースーパーバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、児童生徒や保護者、学校や教育職員を支援する体制を整備する。
- ・教育委員会や教育総合支援センターにおいて、児童生徒理解・いじめ対応・福祉・関係機関との連携等に関する研修を実施し、学校が組織として支援体制を構築できるようにする。
- ◆ 授業準備、学習評価や成績処理
 - ・授業準備におけるデジタル技術の活用を推進する。
 - ・校務支援システムの機能や自動採点システム等を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ◆ 給食の時間における対応
 - ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
 - ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教育職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

(2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

- 教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。
 - ◆ 1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超える又は3カ月連続45時間以上となった教育職員に対して、管理職が面談をし、教育委員会が指定した医師による面接指導を受ける希望があるかを確認する。また、100時間を超えた場合は、医師による面接指導を強く勧める。
 - ◆ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
 - ◆ 在籍する職員数が50人未満の学校を含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境改善を推進する。

- ◆ 1週間のうち平日1日は、部活動休養日と併せた教育職員の定時退校日を設定し、その推進を図る。
- ◆ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて学校産業医等による助言・指導の保健指導を受けるように促す。
- ◆ 年次有給休暇について、計画的に取得できるよう各校で雰囲気づくりを進める。年度初めに管理職から、心身のリフレッシュを目的とした取得も、相互にコミュニケーションを取りながら積極的に取得しても構わないことを伝えるなどをして取得を促進する。
- ◆ 夏季休業期間中及び冬季休業期間中に「一斉閉庁日」を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 本市においては、計画の着実な進行を確認するために、取手市学校の働き方改革推進委員会を設置し、進捗状況を確認する。
- 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づいた教育職員の働き方改革に向けた取り組みを実施する。
- 取り組みの着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、市全体の状況を毎年度市ホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告するものとする。
- 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、『学校の働き方改革及び労働安全衛生に係るアンケート』の結果から把握する。
- 本市において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。